

令和5年第12回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年11月10日（金） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	9番：山田 和治
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：15名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
7番：毛利 貞幸	8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健
10番：福浦 昌則	11番：木川 保	12番：道崎 伸二
13番：西村 隆	14番：徳永 健次	15番：淵上 米作

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第2	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第48号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和5年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、3番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、波多島農事研修館の南側、約200mの2筆です。 現地確認ですが、申請地は現在、客土され耕作準備がなされており、譲り受けたあとはレモンを栽培し、適正に管理するとのことでした。 総会資料の2ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望があり、当該地を譲受人に譲り渡す。譲受人は隣接地に自己所有地があるため、経営規模を拡大するため当該地を取得し、レモンの栽培を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	11月6日に現地確認に行ってきました。 事務局の説明のとおりです。農地として整備しており、レモンを植えるとのことでした。

議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	当日の現地確認には行けませんでした。農地パトロールで場所を把握しております。問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	議案第46号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議長	議案書の2ページをお願いします。 議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。 総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町学校給食センターの北側、約270mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっており、南側の農地については、本年10月の総会で譲受人の所有になっており、東側の農地についても同じく10月の総会で転用許可がなされており、影響はないと思われます。 総会資料の4ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水については町上水道を利用し、排水については、雨水は自然透水及び町道沿いの水路への排水、生活排水及び汚水は町下水道への排水となります。 総会資料の5ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。 農地の広がり約0.1haです。 総会資料の6ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが申請者は、隣接する介護施設用地の工事に伴い、自宅敷地が買収予定となったため代替地の確保が必要となり、当該地

に新たに自宅を建築する計画があり、今回申請するものです。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、資材置場及び事業用駐車場、共同住宅及び駐車場です。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場田浦支所の南側、約400mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっており、西側の農地については、休耕地で農地所有者の同意も得ており、影響は無いと思われます。

総会資料の8ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水については町上水道を利用し、排水については、雨水は自然透水及び南側の水路への排水、生活排水及び汚水は合併浄化槽を利用し同じく水路への排水となります。

総会資料の9ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がりとは約0.7haです。

総会資料の10ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は町内で建設業を営んでいるが、町内にある旧資材置場が土砂災害警戒区域等の指定を受けており、隣接する新事務所には資材置場を確保することができず、当該地に資材置場及び事業用車両の駐車場を設置する。また、共同住宅については、旧田浦町地域における賃貸用物件の不足に対応するため、当該地に賃貸用物件及び駐車場を建築する計画があり、今回申請するものです。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

	以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認の日は法事で行けませんでした。後日確認に行きました。 事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	宅地として、転用されるのでなんら問題ないと思います。
議長	次に 2 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局からの説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明通りです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 7 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 8 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 4 8 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化

	しています。 次に、詳細について説明します。 総会資料の１１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、平沢津多目的研修館の北東側、約４００mの場所です。 総会資料の１２ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。 写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 ２番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、申請地の上側、約２０００㎡については、雑木が生い茂り、森林等の様相を呈していましたが、下の作業道付近の約４０００㎡については、以前は栗の栽培を行っていたとのことで、栗の木は老木となり伐採されていましたが、草刈りが定期的に行われており、農地としてすぐに営農できる状態と思われました。 次に、詳細について説明します。 総会資料の１３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、古石交流館みどりの里の南東側、約１２０mの場所です。 総会資料の１４ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。 写真のとおり、土地の上部は雑木等が生い茂り、山林化していますが、土地の下部は草刈りなどの管理がなされており、すぐに営農ができる状態と思われました。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、一部は雑木等が生い茂り、森林の様相を呈しているものの、農地として利用ができる状態であることから、非農地判断の基準により、農地であるとの判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を３番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	先ほど、事務局から説明がありましたが、周りも山林化しており、木も生い茂って手のかけられるような敷地でないと思います。

	以上です。よろしくお願いします。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明のとおりです。 山林化して、農地ではない状態でした。よろしくお願いします。
議長	次に２番の案件を１０番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	この写真を見ていただけたらわかるとおり、かなりきれいに手入れしてありました。農地として判断し、この申請地は地番が一つで、一部山林化してありました。非農地として判断するのは難しいと申請者に説明しました。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明のとおりです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４８号について、質疑ありませんか。 …４番、〇〇委員
〇〇委員	なかなかこういう事案は大変だと思いますが、申請者の年齢はいくつなんでしょう。
議長	７０歳です。
〇〇委員	このまま放っておくと、耕作放棄地となって雑林となってしまいますね。今の状態であれば、違反転用になってしまい、非農地として処理してしまうと、私たちの介入が出来なくなります。 伏木氏地区の方でこのような事例があったのは覚えておりますので、これは難しい判断ですがなにか良い方法があれば、検討してもらいたいと思います。 地権者と話をして耕作ができるのか、将来の展望を考えることが必要だと思います。
〇〇委員	申請地は斜面であり、申請者も高齢です。 我々に見せるために草刈りをされたとのこと。 〇〇委員が言われたような内容のことを違反ではありますが、お話はしました。
事務局	申請地は、４条で農地を農地以外に転用したいと相談がっております。県が１，０００本程度を植林することやそれに伴う資金計画や事業計画が必要だと言われました。また、面積が広く、熊本県の常設委員会に諮って承認が必要なので、厳しく審議されます。 申請者には分筆をして部分的に畑にして残す、もしくは他の人に賃貸借により農地として貸すことを検討してくださいと説明しました。
〇〇委員	わかりました。丁寧に調査をされていると思います。

	しかし、承認されていても、農業委員会はこういう事案こそ追跡をして対応すべきだと思います。 制度は事務局から説明でわかりましたが、現場の方はこのような状態にすると、なにも使えなくなってしまうのでよろしくお願いします。
議長	先ほど、事務局から熊本県の常設委員会とありましたけれど、私が芦北地区代表として出させていただきます。 数字だけで判断していいのかどうかと思いますが、県の一基準があります。 とにかく芦北町の農地を荒らさないように皆さんの意見を持って、対応していきたいと思います。 …〇〇推進委員。
〇〇推進委員	私も、なにもわからずに農地に木を植えた経緯があります。 現場で荒らしておけば違法ですかと確認したら、それは違法じゃないですと話されました。そういうところの判断を国がするのでしょうか、もうちょっと農業委員会が本人の将来のためにも、考えられた判断をすべきだと私は思います。
〇〇委員	説明はしています。 高齢で、土地も法面のため、なにを植えたらいいいのか本人も迷っておられました。 我々、農業委員会はきれいな農地でしたら非農地と判断できません。
〇〇推進委員	この写真は農業委員が撮ったのか、申請者が撮られたのかわかりませんが、物的証拠となる材料となるのでよろしくお願いします。
事務局	それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。